**(様式１２の１）**

|  |
| --- |
| 施設全体配置計画、ゾーニング計画及び敷地動線計画に関する提案 |
| （記入上の留意点）   1. 施設全体配置計画、ゾーニング計画及び敷地動線計画について簡潔にまとめて記載し、必要に応じて以下の書類を添付すること。   ① 施設全体配置計画  ② ゾーニング計画  ③ 敷地動線計画   1. また、技術提案書作成要領に示す「2-6.図面　⑬全体動線計画図（非常時用）」について、添付し、非常時動線の考え方について広島市の確認を受けること。 2. 基礎審査項目への適合状況について確認することを目的としており、入札参加者の提案や意見に対する助言及び評価は行わない。 3. 技術提案説明会において、当日回答可能な項目は口頭で回答を行うが、正式な回答は、後日、技術提案書等の作成に関する質疑書（様式11の１及び様式11の２）に対する回答と併せて、全ての入札参加者へ情報提供を行う。 4. 技術対話を踏まえ、発注仕様書等の改訂が生じた場合、当該改訂内容について技術提案書等の作成に関する質疑書（様式11の１及び様式11の２）に対する回答と併せて、全ての入札参加者へ情報提供を行う。   6.　技術対話の内容のうち、入札参加者固有のノウハウ、アイデア等に基づく部分については、前4.及び5.の情報提供には含めず、必要に応じて、入札参加者へ個別の回答を行う。 |

**(様式１２の２）**

|  |
| --- |
| 煙突排ガス条件及び焼却炉物質収支 |
| （記入上の留意点）   1. 提案する煙突排ガス条件について、低質ごみ、基準ごみ、高質ごみ、入口排ガス条件（発注仕様書表3-2の最大値及び平均値の別に）、季節の各ケースについて記入すること。 2. 各ケースに対応した焼却炉物質収支を添付すること。 3. 上記物質収支については、原則として1炉あたり6.25ｔ/ｈの焼却処理を行う際の条件で作成すること。 4. 基礎審査項目への適合状況について確認することを目的としており、入札参加者の提案や意見に対する助言及び評価は行わない。 5. 技術提案説明会において、当日回答可能な項目は口頭で回答を行うが、正式な回答は、後日、技術提案書等の作成に関する質疑書（様式11の１及び様式11の２）に対する回答と併せて、全ての入札参加者へ情報提供を行う。 6. 技術対話を踏まえ、発注仕様書等の改訂が生じた場合、当該改訂内容について技術提案書等の作成に関する質疑書（様式11の１及び様式11の２）に対する回答と併せて、全ての入札参加者へ情報提供を行う。 7. 技術対話の内容のうち、入札参加者固有のノウハウ、アイデア等に基づく部分については、前5項及び6項の情報提供には含めず、必要に応じて、入札参加者へ個別の回答を行う。 |

**(様式１２の３）**

|  |
| --- |
| 基本フローシート |
| （記入上の留意点）   1. 基本フローシートとして、技術提案書作成要領に示す「2-6.（2）④ 計装フローシート」のうち「ア.ごみ、空気、排ガス、灰等」及び「ウ.排水（生活排水、ごみピット汚水、プラント排水、洗煙排水）」に相当するフローシートを添付すること。なお、詳細な計装信号の記載が無くとも可とするが、入札参加者が技術提案書で提案を予定するフローシートと極力齟齬が無いようにすること。 2. 基礎審査項目への適合状況について確認することを目的としており、入札参加者の提案や意見に対する助言及び評価は行わない。 3. 技術提案説明会において、当日回答可能な項目は口頭で回答を行うが、正式な回答は、後日、技術提案書等の作成に関する質疑書（様式11の１及び様式11の２）に対する回答と併せて、全ての入札参加者へ情報提供を行う。 4. 技術対話を踏まえ、発注仕様書等の改訂が生じた場合、当該改訂内容について技術提案書等の作成に関する質疑書（様式11の１及び様式11の２）に対する回答と併せて、全ての入札参加者へ情報提供を行う。 5. 技術対話の内容のうち、入札参加者固有のノウハウ、アイデア等に基づく部分については、前3項及び4項の情報提供には含めず、必要に応じて、入札参加者へ個別の回答を行う。 |

**(様式１２の４）**

|  |  |
| --- | --- |
| **意見等の内容** | |
|  | 令和　　年　　月　　日 |
| 意見等の項目 |  |
| 意見等の内容 |  |
| 意見等に対する貴社の見解、意図等 |  |

（記入上の留意点）

※　意見等は１項目ずつ１部提出すること。

※　意見等に関する見解を記載すること。

※　技術提案説明会において、当日回答可能な項目は口頭で回答を行うが、正式な回答は、後日、技術提案書等の作成に関する質疑書（様式11の１及び様式11の２）に対する回答と併せて、全ての入札参加者へ情報提供を行う。

※　技術対話を踏まえ、発注仕様書等の改訂が生じた場合、当該改訂内容について技術提案書等の作成に関する質疑書（様式11の１及び様式11の２）に対する回答と併せて、全ての入札参加者へ情報提供を行う。

※　技術対話の内容のうち、入札参加者固有のノウハウ、アイデア等に基づく部分については、上記の情報提供には含めず、必要に応じて、入札参加者へ個別の回答を行う。